

道路法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの実施結果
【実施期間：令和7年5月30日～令和7年6月29日（30日間）】

提出件数：計8件

提出意見	国土交通省の考え方
<p>占用期間の更新時に報告を求め、その上道路管理者が定める期間ごとに報告を求めるのであれば、5年に1回の報告の義務付けは不要である。</p>	<p>占用期間の更新時及び5年に1回の報告は、占用物件の安全性を確認した旨の報告のみとなります。 一方で道路管理者が定める期間ごとに求める報告内容は、点検結果の実施状況や結果等の占用物件の維持管理の状況に関する事項に関するものを考えており、いずれの報告も必要と考えております。</p>
<p>下水道管の老朽化による道路陥没は全国的に続発しており、普段通っている道がいつ陥没してもおかしくないことが明らかになった。 足元のリスクが分かっているにも関わらず、国の動きが遅すぎる。 改正の施行日は公布と同日にするべきである。</p>	<p>本省令で定める基準に従って占用物件の維持管理が行われていないと認められる場合には、道路管理者による措置命令の対象となり、事業者に対する周知期間を設ける必要があることや、地方公共団体においても、既存の許可等の事務に係る基準の見直し等の準備期間が必要であることから、本省令の施行日は令和8年4月1日としております。</p>
<p>■道路管理者からの積極的なマンホール蓋の点検、更新の指導・促進 ・八潮市の事故は管渠の腐食に起因するものですが、道路の一部としての役割も担うマンホール蓋の老朽化も進んでいます。 ・マンホール蓋の標準耐用年数は車道：15年、その他：30年と、管渠やマンホール本体：50年よりも短く設定されていますが、マンホール蓋の年間の取替数は全国で約10万基です。マンホール蓋は全国に約1,600万基設置されていることから160年サイクルでの取替となっており、標準耐用年数と大きくギャップがある状況です。設置後30年以上経過し、取替えられていないリスクを孕んだマンホール蓋は約350万基あると推測しており、結果的に、マンホール蓋の事故も多く発生しています。直近では昨年8月の新宿でのマンホール蓋の飛散事故が衝撃的なニュースとして報道されました。 ・また、マンホール蓋は下水道台帳に情報が無い自治体が多く、取替えてもその履歴が残っていない自治体が大半です。 ・これらの状況を踏まえて、道路管理者からも占有者に対して、マンホール蓋の点検、更新、履歴管理を指導いただきたく思います。 ・省令案については、電柱、電線の例に加えて、道路の一部を担う「マンホール蓋」の表記もお願いしたいと思います。</p> <p>■道路管理者と占有者の情報交換を活用したマンホール蓋の更新の促進 ・「道路管理者と道路占有者が相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐための取組の状況共有などを行う場として地下占用物連絡会議の設置が・・・」とありました。マンホール蓋の取替においては、コスト抑制（舗装替えに同期したマンホール蓋の取替コストは、マンホール蓋単独の取替コストの50%未満と推測）と道路の仕上がりの綺麗さからも、道路の舗装替えに同期したマンホール蓋の取替が有効と捉えています。 ・一部の自治体では、道路管理者と占有者が情報交換し、舗装替えに同期したマンホール蓋の取替を実施していますが、舗装替えをした道路に古くリスクのあるマンホール蓋が取り残されていることが散見されるため、この様なことも具体的に発信いただき、マンホール蓋の取替を促進いただきたく思います。</p>	<p>マンホール蓋を含めた占用物件については道路法第39条の8に基づき占有者に維持管理義務が課せられておりますが、道路管理者においても、同法第72条の2に基づく報告徴収及び立入検査を行うことができ、また、占有者が占用物件の維持管理を適切に行っていないと認めるときは、同法第39条の9に基づき、是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとされております。 また、マンホールは地下に埋設される管路の一部であることから、原案における「地下管路等」に含まれております。</p>
<p>地下管路等の直接的な点検が困難な場合があることを考慮し、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止するためには、道路管理者と道路占有者が連携し、非破壊検査技術を活用した路面からの空洞調査を点検計画に組み入れることが重要ではないでしょうか。このような取り組みにより、道路陥没のリスクをより効果的に低減できると考えています。</p>	<p>非破壊検査技術などを活用した路面下の空洞調査は、道路陥没を未然に防ぐための重要な方策の一つであると考えております。頂いたご意見も参考にしながら、道路管理者と道路占有者が連携した道路陥没を防ぐ取組について検討してまいります。</p>
<p>占用物件を適切に維持管理するためには、その前提として設置場所を正確に把握することが重要です。しかし、地下管路などは目に見えない上に、位置を記録した図面が実際と異なることがあり、正確な位置把握が困難な場合があります。新設・更新時における三次元計測などを活用し、竣工時に正確な地下埋設物の位置情報を三次元デジタルデータで記録する制度の導入、および、プラットフォームの構築により、より適切な地下管路等の維持管理が可能になると考えています。</p>	<p>占用物件の適切な維持管理は、設置場所を正確に把握することが重要であると考えております。頂いたご意見も参考にしながら、道路管理者及び道路占有者が連携して適切な地下管路等の維持管理の取組について、検討してまいります。</p>
<p>地下管路等の占有者が、道路管理者が定める事項への報告については、市民・県民・国民の安全な交通を担保するために必要な事項と考えます。 その報告事務を、さらに効率化・高度化するように意見します。 政令指定都市等には、法第28条の2第1項に規定する協議会等が組織されており（道路占用協議会）、その業務の円滑化のために、すでに道路管理システムが運用されています。 したがって、今回の規則の一部を改正に伴う占有者からの報告は、すでに運用している道路管理システムを有効に活用していくべきと考えます。システム内で各種情報を共有化していくことで、報告作業の手間をかけず、安全な道路占用空間をリアルタイムで確認することが可能となります。</p>	<p>占有事業者からの報告について、効率化・高度化を図ることは重要であると考えております。頂いたご意見も参考にしながら、道路管理者及び道路占有者が連携して適切な地下管路等の維持管理の取組について、検討してまいります。</p>
<p>「占用物件の安全性確認」については「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン（令和元年5月30日）」の運用と相違ない理解でよろしいでしょうか？ 特に、地下占用物件に当てはまらない電柱や電線の維持管理状況の協議会への報告は不要という理解でよろしいでしょうか？ 今回の改正趣旨である地下占用物件会議における報告対象になっていないことからの確認です。</p>	<p>直轄国道における占用物件の安全性確認については、これまでガイドラインで運用していたものと相違ありません。 また、今回の改正案は八潮市における道路陥没をきっかけに検討しているものではあるものの、道路利用者や第三者への重大事故を引き起こす可能性がある物件は地下管路だけではないことから、電柱及び電線についても、道路管理者（組織されている場合は協議会）が必要と認める場合に点検結果等を報告する占用物件に含めており、対象とすべき物件については引き続き検討してまいります。現時点の運用では電柱及び電線を地下占用物連絡会議への報告対象とはしていません。</p>
<p>現在の省令案では、「2.概要」の2点目の記載が、地下占用物件以外の電柱や電線等の維持管理状況の報告も必要という記載内容となっている。 これは、今回の改正趣旨である地下占用物連絡会議における地下管路等の地下占用物件の維持管理の状況報告を求めること以上に、占有者に対して占用物件の報告を求めることができる内容と考える。 そのため、以下のとおり、地下占用物連絡会の報告対象である地下占用物件に対する規定となるよう省令案の修正（「電柱、電線及び」の記載削除と協議会等が定める期間や点検内容に限定される表現への見直し）を要望する。 省令案を修正しない場合は、その理由及び当該項目で規定する範囲が、地下占用物連絡会議等の協議会で定めた範囲の占用物件の維持管理状況に関する報告を求める規定となっているのかを確認させていただきたい。</p>	<p>今回の改正案は八潮市における道路陥没をきっかけに検討しているものではあるものの、道路利用者や第三者への重大事故を引き起こす可能性がある物件は地下管路だけではないことから、電柱及び電線についても、道路管理者（組織されている場合は協議会）が必要と認める場合に点検結果等を報告する占用物件に含めており、対象とすべき物件については引き続き検討してまいります。現時点の運用では電柱及び電線を地下占用物連絡会議への報告対象とはしていません。</p>